

防府東地域包括支援センター指定介護予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人周陽福祉会が受託運営する防府東地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な介護保険サービスを市民に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本として、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指すものとする。

2 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正・中立に行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称等は次のとおりとする。

- (1) 名 称 防府東地域包括支援センター
- (2) 所在地 山口県防府市岸津二丁目24番20号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（保健師が兼務する。）

管理者は事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

- (2) 保健師（地域ケア経験のある看護師を含む） 2名

指定介護予防支援の提供、必要な事務を行う。

- (3) 社会福祉士 2名

指定介護予防支援の提供、必要な事務を行う。

- (4) 介護支援専門員 4名

指定介護予防支援の提供、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29

日から1月3日までを除く。

2 営業時間は、平日8時30分から17時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用申込みの受付

重要事項説明書を交付、説明し、同意を得た上で、利用申込者に介護予防サービス・支援計画作成依頼届出書に必要事項を記載してもらい、被保険者証とともに保険者に届け出る。

(2) 契約の締結

利用者と契約を締結するとともに、利用者基本情報を作成する。

(3) アセスメント

保険者から認定調査結果及び主治医意見書を入手し、利用者宅を訪問の上、本人及び家族に対してアセスメントを行う。

(4) 介護予防サービス・支援計画原案（以下「原案」という。）の作成

アセスメント結果等を基に、課題に対する目標及び具体策を示し、利用者や家族と合意した結果に基づき、原案を作成する。

(5) サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催等により、原案について専門的な意見を聴取する。

(6) 介護予防サービス・支援計画（以下「計画」という。）の説明

利用者又は家族に計画を説明し、同意を得る。

(7) 介護予防サービス・支援計画書（以下「計画書」という。）写しの交付

利用者又は家族に計画書の写しを交付する。

(8) サービスの提供

介護予防サービス事業者に対し、計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行う。

(9) モニタリング及び評価

サービス提供開始月、サービスの評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、利用者の居宅を訪問し、面接を行ったうえで計画の達成状況について評価する。また、利用者の居宅を訪問しない月は、介護予防サービス事業所を訪問しての面接や電話等により利用者と接触し、モニタリングを実施する。なお、状況の変化があった場合等必要な場合は、必ず利用者宅を直接訪問して面接を行う。

(利用料等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料は、原則として無料とする。

2 通常の実施地域を越えて行う介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、防府市内東圏域(松崎、牟礼、富海)とする。

(秘密保持)

第9条 従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう徹底する。

(苦情処理)

第10条 事業者は、提供した介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

(事故発生時の対応)

第11条 万一、利用者に事故が発生した場合は、すみやかに家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(研修)

第12条 事業者は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を設ける。

(虐待の防止)

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者等に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者（管理者：矢田江利子）

事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

（ハラスメント対策）

第 14 条 事業者は、ハラスメントの発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- （1） 事業所の方針を明確にするとともに、その周知と啓発を図るための研修を実施します。
- （2） 相談者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備します。
- （3） 事業所におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応を図るための相談窓口を設置します。

（業務継続計画対策）

第 15 条 事業者は、自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行に備え、介護サービスを継続するために平時から準備・検討すべき事項や、発生時・発生時に業務が継続できる準備を行います。

（感染症予防、まん延防止の対策）

第 16 条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- （1） 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね 6 月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員等に周知徹底します。
- （2） 事業者は、従業者等に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（その他）

第 17 条 事業者は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 10 月 12 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。